

第 6 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 あいさつ

3 議 題

(議決事項)

議案第 1 号 2020 年度予算案について

議案第 2 号 諸規程の変更について

議案第 3 号 公認会計士等との契約締結について

(報告事項)

報告第 1 号 理事長専決処分について

報告第 2 号 受託各社のスチュワードシップ活動取組方針について

報告第 3 号 年金資産運用状況について

報告第 4 号 2020 年度運用計画及び運用の基本方針の変更について

報告第 5 号 キャッシュバランスプランの利率決定について

報告第 6 号 監査について

報告第 7 号 業務経理の余裕金の運用について

報告第 8 号 鹿児島県病院厚生年金基金の消滅に伴う決算報告書の承認について

4 閉 会

(議決事項)

議案第1号 2020年度予算案について

年金経理

(単位:百万円)

		令和2年度 予算推計額	令和元年度 決算見込額	増減
収入	掛金	530	516	14
	運用収益	266	225	41
	厚年との調整		86	△ 86
	小計	796	827	△ 31
支出	給付	434	393	41
	運用報酬	53	50	3
	業務委託	41	44	△ 3
	責任準備金増加	166	247	△ 81
小計	693	734	△ 41	
収入－支出		102	92	10
資産	年金資産	6,790	6,522	268
	(内 責任準備金)	(3,607)	(3,441)	166
	(内 剰余金)	(3,183)	(3,081)	102

収入は掛金と運用収益が主となりますが、今年度決算見込及び来年度予算ともに、概ね8億円を見込んでおります。掛金収入の基になる加入員数は10,900人、平均給与月額を270,000円としております。運用利回りについては、今年度決算見込では信託及び生保特別勘定を3.0%、生保一般勘定を1.25%、来年度予算では信託及び生保特別勘定を3.5%、生保一般勘定を1.25%として計算しております。

支出は給付と責任準備金増加額が主となります。給付額の来年度予算額は今年度決算見込額×1.1といたしました。責任準備金は「企業年金制度を将来にわたって滞りなく運営するために、現時点で保有すべき額」ですが、年金数理計算上の数理債務や未償却過去勤務債務の額によって変動します。来年度末時点では概ね36億円を想定しています。同時点の年金資産額が概ね68億円と想定されるため、剰余金が1億円程度増加する予算となっています。

予定損益計算書（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（年金経理）

（単位：千円）

費用勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 経常収支						
		(428,500)	(38,500)	(390,000)	(△129,239)	(519,239)
給付費	老齢給付金	291,500	26,500	265,000	△ 134,178	399,178
	脱退一時金	132,000	12,000	120,000	4,964	115,036
	遺族一時金	5,000	0	5,000	△ 25	5,025
移換金	移換金	5,000	2,000	3,000	△ 7,979	10,979
運用報酬等	運用報酬等	52,880	2,518	50,362	4,578	45,784
業務委託費	業務委託費	40,858	△ 3,000	43,858	2,869	40,989
運用損失	信託資産に係る 当期運用損失	0	0	0	△ 14,512	14,512
2. 特別収支						
特別支出	特別支出	0	0	0	△ 813	813
3. 負債の変動						
責任準備金 増加額	責任準備金 増加額	166,021	△ 81,213	247,234	△ 2,946,680	3,193,914
4. 基本金						
当年度剰余金	当年度剰余金	102,418	10,332	92,086	92,086	0
計		795,677	△ 30,863	826,540	△ 2,999,687	3,826,227

収益勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 経常収支						
掛金等収入	掛金等収入	529,740	13,986	515,754	△ 204,649	720,403
受換金等	受換金等	0	△ 58,797	58,797	58,797	0
運用収益		(265,938)	(41,325)	(224,613)	(199,923)	(24,690)
	信託資産に係る 当期運用収益	242,454	39,445	203,009	203,009	0
	保険資産に係る 当期運用収益	23,484	1,880	21,604	△ 3,086	24,690
2. 特別収支						
特別収入	特別収入	0	△ 27,379	27,379	27,379	0
3. 負債の変動						
責任準備金 減少額	責任準備金 減少額	0	0	0	0	0
4. 基本金						
当年度不足金	当年度不足金	0	0	0	△ 3,081,137	3,081,137
計		795,677	△ 30,863	826,540	△ 2,999,687	3,826,227

予定貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（年金経理）

（単位：千円）

資産勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	(17ヶ月)決算額
1. 純資産						
		(88,290)	(1,910)	(86,380)	(△84,357)	(170,737)
流動資産	現金・預貯金	44,145	1,165	42,980	42,405	575
	未収掛金	44,145	745	43,400	△ 40,587	83,987
	未收受換金等	0	0	0	△ 86,175	86,175
固定資産		(6,756,928)	(271,486)	(6,485,442)	(414,003)	(6,071,439)
	信託資産	5,824,422	254,403	5,570,019	398,495	5,171,524
	保険資産	932,506	17,083	915,423	15,508	899,915
3. 基本金						
基本金	当年度不足金	0	0	0	△ 3,081,137	3,081,137
計		6,845,218	273,397	6,571,821	△ 2,751,491	9,323,312
負債勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	(17ヶ月)決算額
1. 純資産						
		(54,959)	(4,959)	(50,000)	(△9,674)	(59,674)
支払備金	未払給付費	54,959	4,959	50,000	△ 9,578	59,578
	未払移換金	0	0	0	△ 96	96
2. 負債						
責任準備金	責任準備金	3,607,169	166,021	3,441,148	247,234	3,193,914
3. 基本金						
		(3,183,091)	(102,418)	(3,080,673)	(△2,989,052)	(6,069,725)
基本金	別途積立金	3,080,673	92,086	2,988,587	△ 3,081,138	6,069,725
	当年度剰余金	102,418	10,332	92,086	92,086	0
計		6,845,218	273,397	6,571,821	△ 2,751,491	9,323,312

損益計算書で、当年度の業務委託費は代行返上事務手数料をまとめて支払った関係で増加しております。また、当年度の受換金および特別収入は、厚生年金基金との精査の結果、事前返納していた金額が過大であったため国からの戻入を受けたことで発生したもので、2020年度予算上は0円となります。

次回財政決算の予測について（三菱UFJ信託銀行作成資料）

予定利率：2.00%、直近財政決算日：2019年3月31日、次回財政決算日：2020年3月31日、金額単位：百万円

直近財政決算日(2019年3月31日)の貸借対照表(基本金処理前)

資産勘定		負債勘定	
純資産	6,183	責任準備金	3,194
基本金(不足金)	3,081	基本金(剰余金)	6,070
繰越不足金	0	別途積立金	6,070
当年度不足金	3,081	当年度剰余金	0
合計	9,264	合計	9,264
		数理債務	3,932

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	原則的方法	28年7ヶ月
リスク対応掛金収入現価	-	-

2019年3月期財政検証の振り返り

継続基準の財政検証

純資産	=	6,183	≧	責任準備金	=	3,194
数理上資産+許容繰越不足金	=	6,662	≧			
⇒ 継続基準に抵触していません。			※ 数理上資産 = 純資産 + 資産評価調整額			

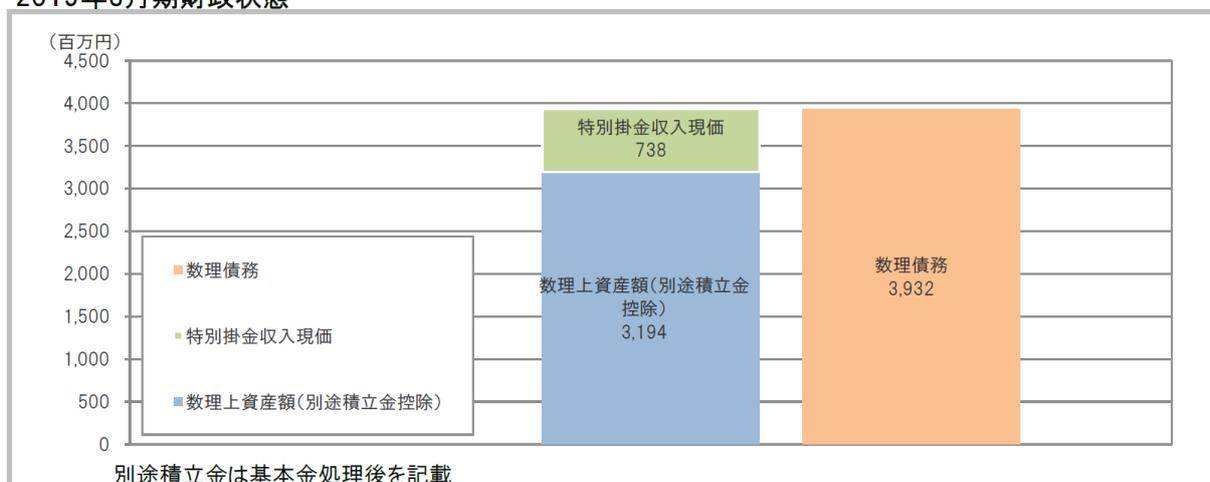
非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額 (6,183 / 845)	当年度	前年度	2年前	3年前
	7.31	-	-	-
⇒ 非継続基準に抵触していません。				
※ 2019年3月期の非継続基準の予定利率： 1.240%				

積立超過の財政検証

⇒ 積立超過に該当していません。

2019年3月期財政状態



次回決算を予測

次回財政決算日(2020年3月31日)の貸借対照表(基本金処理前)の予測

資産勘定		負債勘定	
純資産	6,512	責任準備金	3,463
基本金(不足金)	0	基本金(剰余金)	3,049
繰越不足金	0	別途積立金	2,989
当年度不足金	0	当年度剰余金	60
合計	6,512	合計	6,512
		数理債務	4,181

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	原則的方法	27年7ヶ月
リスク対応掛金収入現価	-	-

2020年3月期財政検証の予測

継続基準の財政検証

純資産	=	6,512	≧	責任準備金	=	3,463
数理上資産+許容繰越不足金	=	7,031	≧			

⇒ 継続基準に抵触しないと予測されます。

非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額 (6,512 / 1,878)		当年度	前年度	2年前	3年前
		3.46	7.31	-	-

⇒ 非継続基準に抵触しないと予測されます。

積立超過の財政検証

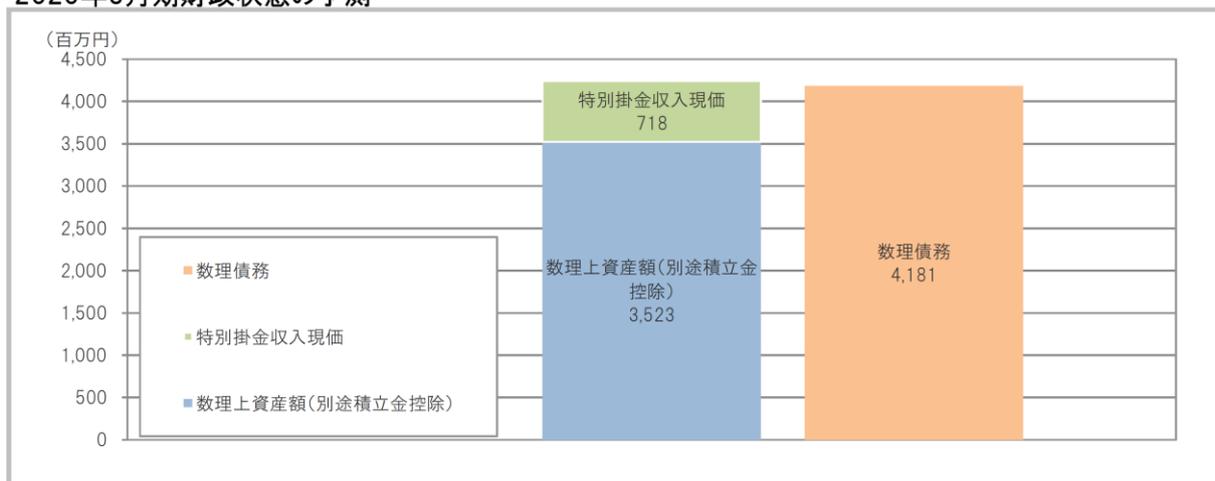
数理上資産額	=	6,512	<	積立上限額	=	9,241
--------	---	-------	---	-------	---	-------

⇒ 積立超過に該当していません。

<概算の前提>

- ※ 2020年3月期の「年金資産の運用利回り」は、2.00%としました。
- ※ 2020年3月期の「非継続基準の予定利率」は、1.050%としました。
- ※ 許容繰越不足金は、2019年3月期決算と同様の算定方法に基づいて算定しております。

2020年3月期財政状態の予測



※ 本概算結果は、一定の前提条件のもとに簡易な計算手法を用いて推計したものであり、精緻な数理計算の結果とは異なります。お取扱いには充分ご注意ください。

業務経理

(業務経理業務会計)

(単位:百万円)

		令和2年度 予算推計額	令和元年度 決算見込額	増減
収入	事務費掛金	110	103	7
	小計	110	103	7
支出	事務費	55	41	14
	代議員会費	2	1	1
	繰入金	12	7	5
	その他	3	2	1
小計		72	51	21
収入－支出		38	52	△ 14
現金・預貯金		782	743	38

(単位:千円)

科目			2020年度		2019年度		科目			2020年度		2019年度	
大分類	中分類		推計額	対前年増減	決算見込額		大分類	中分類		推計額	対前年増減	決算見込額	
			32,936	6,409	26,527					22,550	7,846	14,704	
事務費 (人件費)	役員給与	役員報酬	4,500	108	4,392		事務費 (物件費)	備品費		400	200	200	
		常務理事	2,000	2,000	0	消耗品費			800	393	407		
		運用執行理事	11,000	894	10,106	印刷製本費		コピーカウンター	500	158	342		
		職員給料	500	500	0	その他		1,300	1,300	0			
	役員諸手当	扶養手当	200	20	180	通信運搬費		後納郵便	1,000	395	605		
		通勤手当	600	217	383	電話		300	194	106			
		時間外手当	1,000	799	201	レターパック・切手		500	283	217			
		住宅手当	1,000	130	870	交通費		200	180	20			
		管理職手当	500	60	440	その他		300	239	61			
		帰省手当	1,200	120	1,080	光熱水料 (電気)		200	86	114			
		賞与	5,800	1,152	4,648	事務所借料		5,000	470	4,530			
	旅費	役員旅費	理事長	500	143	357		借料損料	倉庫保管料	500	234	266	
			常務理事	1,000	162	838		コピー機・PC他リース	900	307	593		
		理事・監事	1,500	1,053	447	厚生費			300	114	186		
		職員旅費	1,000	377	623	社会保険料負担金		健保・厚年・児童	4,000	590	3,410		
退職手当引当費		636	△ 1,326	1,962	基金分その他	500	143	357					
		16,900	6,831	10,069	雑役務費	顧問契約他	1,670	△ 576	2,246				
代議員会費	代議員旅費 (年3回開催)	1,200	581	619	清掃管理料	300	88	212					
	代議員会需用費・会議費	500	280	220	システム維持管理他	730	221	509					
業務委託費等	業務委託費 (AUP関係費用)	800	800	0	経理システム	1,000	806	194					
繰入金	福祉事業会計への繰入金	12,000	4,513	7,487	その他(予備)	950	949	1					
雑支出	連合会費等	1,700	616	1,084	会議費	会議室使用料	700	573	127				
	地方税・雑費	700	40	660	食事代その他	500	500	0					

掛金収入は110百万円で、支出は事務費を中心に全体72百万円。差引38百万円の剰余を見込む予算となっています。

予定損益計算書（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（業務経理業務会計）

（単位：千円）

費用勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
		(55,487)	(14,249)	(41,238)	(△27,742)	(68,980)
事務費	役職員給与	18,000	3,501	14,499	△ 5,604	20,103
	役職員諸手当	10,300	2,497	7,803	△ 5,117	12,920
	旅費	4,000	1,733	2,267	△ 106	2,373
	退職手当引当費	637	△ 1,325	1,962	1,962	0
	需用費	21,350	6,770	14,580	△ 18,803	33,383
	会議費	1,200	1,073	127	△ 74	201
		(1,700)	(860)	(840)	(△382)	(1,222)
代議員会費	代議員旅費	1,200	581	619	△ 497	1,116
	代議員会需用費	100	77	23	6	17
	代議員会会議費	400	202	198	109	89
業務委託費等	業務委託費等	800	800	0	0	0
繰入金	福祉事業会計 への繰入金	12,000	4,513	7,487	△ 1,989	9,476
雑支出	雑支出	2,400	656	1,744	12	1,732
剰余金	当年度剰余金	37,665	△ 14,310	51,975	△ 10,969	62,944
計		110,052	6,768	103,284	△ 41,070	144,354

収益勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
掛金収入	事務費掛金収入	110,000	6,769	103,231	△ 41,046	144,277
		(52)	(△1)	(53)	(△24)	(77)
雑収入	受取利息	52	△ 1	53	△ 23	76
	雑収入	0	0	0	△ 1	1
計		110,052	6,768	103,284	△ 41,070	144,354

事務費（人件費）の役職員給与では、当年度実績0円の運用執行理事報酬と人件費諸費を計上しています。役職員諸手当では、時間外手当に余裕を持たせ、予備費の科目が無いので便宜上賞与項目を多めに計上しました。旅費では、理事会（3回）、資産運用委員会（4回）、総合監査（1回）の際の役員旅費を計上しました。

職員が勤続3年を経過したため、今年度末から退職手当引当費が発生します。

事務費（物件費）の印刷製本費では、事業所編入用の勧誘パンフレット制作を計画しており、関連で通信運搬費も厚めに配分しています。雑役務費では、現行の経理システム会社が事業を他社に譲渡（継承）したため、今後のメンテナンス等に期待が持てないと判断し、他の病院基金でも複数の採用実績を持つ三光システム社（富士通系）に変更したく予算手当をするものです。他に予備費を計上しています。会議費では、ホテルを利用したセミナー開催に係る経費を想定しています。

代議員会旅費は年3回開催予定で計上しています。

業務委託費には、AUP費を多めに計上しています。

予定貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（業務経理業務会計）

（単位：千円）

資産勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	(17ヶ月)決算額
		(790,680)	(38,689)	(751,991)	(54,191)	(697,800)
流動資産	現金・預貯金	781,680	38,389	743,291	62,289	681,002
	未収事務費掛金	9,000	300	8,700	△ 8,098	16,798
固定資産	器具及び備品	313	0	313	0	313
繰延勘定	前払金	1,130	△ 388	1,518	△ 387	1,905
計		792,123	38,301	753,822	53,804	700,018
負債勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	(17ヶ月)決算額
		(3,511)	(636)	(2,875)	(1,829)	(1,046)
流動負債	預り金	0	0	0	△ 178	178
	引当金	2,911	636	2,275	1,962	313
	未払金	600	0	600	45	555
		(788,612)	(37,665)	(750,947)	(51,975)	(698,972)
基本金	基本金	313	0	313	0	313
	繰越剰余金	750,634	51,975	698,659	62,944	635,715
	当年度剰余金	37,665	△ 14,310	51,975	△ 10,969	62,944
計		792,123	38,301	753,822	53,804	700,018

福祉事業会計では、広報誌を年3回（今年度は2回）発行することとしています。
福祉給付金以下は、当年度当初予算とほぼ変わらない余裕含みの額としております。

(業務経理福祉事業会計)		(単位:千円)		
		令和2年度 予算推計額	令和元年度 決算見込額	
収入	業務会計からの受入金	12,000	7,487	
	小計	12,000	7,487	
支出	需用費	基金だより・年金時代	4,700	2,827
	福祉給付金	結婚祝金	3,000	2,530
		入学祝金	2,500	1,610
		死亡弔慰金	400	120
		成人祝金	300	90
		災害見舞金	400	0
	諸謝金	諸謝金	500	200
	雑支出	振込手数料等	200	110
小計		12,000	7,487	
収入－支出		0	0	

予定損益計算書（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

(業務経理福祉事業会計)

(単位:千円)

費用勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
事務費	需用費	4,700	1,873	2,827	△ 1,293	4,120
		(7,100)	(2,550)	(4,550)	(△712)	(5,262)
福祉事業費	福祉給付金	6,600	2,250	4,350	△ 750	5,100
	諸謝金	500	300	200	38	162
雑支出	雑支出	200	90	110	15	95
計		12,000	4,513	7,487	△ 1,990	9,477
収益勘定						
科目		令和2年度(2020年度)		令和元年度(2019年度)		平成30年度 (17ヶ月)決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
受入金	業務会計からの 受入金	12,000	4,513	7,487	△ 1,990	9,477
計		12,000	4,513	7,487	△ 1,990	9,477

議案第2号 諸規程の変更について

【新設】個人情報保護方針（2020年2月1日）

鹿児島県病院企業年金基金 個人情報保護方針（2020年2月）

当基金は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき加入者等の個人情報の保護管理に努めます。

1. 個人情報の利用目的について

当基金は、個人情報の利用目的を特定し、その範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

2. 個人情報の取得について

当基金は、適正かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

3. 個人データの管理について

当基金は、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、個人データを取り扱う従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人データの第三者への提供について

当基金は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することはありません。

5. 保有個人データに関する事項の公表・開示・訂正・利用停止等について

当基金は、保有個人データの利用目的を公表し、開示・訂正・利用停止等の請求がある場合は、速やかに応じます。

6. 個人情報の取り扱いに関するご質問・苦情等の受付

【鹿児島県病院企業年金基金 個人情報お問合せ窓口】

＜事務所所在地＞ 鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル8階

＜個人データ管理責任者＞ 乙顔 伊久磨

＜電話番号＞ 099-227-2288

＜受付時間＞ 9時～17時(土・日・祝日を除く)

＜メールアドレス＞ info@byoin-kikin-kagoshima.jp

情報漏洩等事案対応手続指針

(目的)

第1条 本指針は、「個人データの漏洩等の事案が発生した場合等の対応について」(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)に基づき、漏洩等の事案(第 2 条に定める「漏洩等の事案」をいう。)が発生した場合における当基金の対応についての手続を定める。なお、本指針の用語については、「個人情報保護管理規程」の定めるところによる。

(定義)

第2条 本指針は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する事案(以下「漏洩等事案」という。)を対象とする。

- (1) 当基金が保有する個人データの漏洩、滅失又は毀損。
- (2) 上記(1)のおそれ。

(体制)

第3条 個人データ管理責任者は、責任をもって以下の対応を行う。

- (1) 被害の拡大の防止
 - (2) 事実関係の調査、原因の究明
 - (3) 影響範囲の特定
 - (4) 再発防止策の検討・実施
 - (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
 - (6) 事実関係、再発防止策等の発表
 - (7) 関係当局への報告
- 2 事務取扱責任者は、個人データ管理責任者を補佐し、本指針に定める対応を率先して行う。
- 3 事務取扱責任者は、本指針について定期的に見直しを行う。
- 4 本指針に定めのない事項については、法令等に従う。

(第一報)

第4条 当基金の従業者は、漏洩等の事案の発生を認識した場合には、個人データ管理責任者に報告しなければならない。個人データ管理責任者が不在の場合は、事務取扱責任者に報告するものとする。

(被害の拡大の防止)

第5条 個人データ管理責任者は、前条の第一報があった場合、速やかに漏洩等の事案の防止その他の暫定措置を講じるよう指示をする。

- 2 外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等の LAN ケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う等、適切な対応を指示する。

3 個人データ管理責任者が不在の場合は、事務取扱責任者が対応を代行する。

(理事長への報告)

第6条 個人データ管理責任者は、必要と認められる場合、直ちに、理事長に対して報告を行う。

(事実関係の調査、原因の究明)

第7条 個人データ管理責任者は、以下の観点で事実関係の調査を行う。

- (1) 漏洩等があった個人情報を取扱う担当者の特定
 - (2) 漏洩等のルートの解明
 - (3) 漏洩等の有無の確認(漏洩等していた場合には、漏洩先の特定を含む。)
 - (4) 漏洩等の対象となる本人、情報の項目及び人数の特定
- 2 個人データ管理責任者は、原因の究明にあたっては、以下の観点で検討する。
- (1) 基金全体レベルの問題(原因)か、各担当者に起因する問題(原因)か
 - (2) 基金規程等に不備がなかったか
 - (3) 安全管理措置(組織的・人的・物理的・技術的)に不備はなかったか(特に、不正アクセスの場合は、技術的安全管理措置において情報システムの脆弱性・不備はなかったか)
- 3 基金の情報システムに対する不正アクセスが認められる場合は、外部の専門業者に委託して事実関係の調査及び原因の究明を行う
- 4 個人データ管理責任者は、必要に応じて、警察、弁護士等に対して相談を行う。

(影響範囲の特定)

第8条 個人データ管理責任者は、前条で把握した事実関係に関して、漏洩等の対象となる情報の本人の数、漏洩した情報の内容、漏洩した原因等を踏まえ、影響範囲を特定する。

(再発防止策の検討・実施)

第9条 個人データ管理責任者は、第7条で究明した原因及び前条で特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

- 2 再発防止策は以下の観点に留意して策定するものとする。
- (1) 基金全体レベルの見直しが必要か、各担当者レベルの見直しで足りるか
 - (2) 基金規程等の見直しが必要か
 - (3) 安全管理措置(組織的・人的・物理的・技術的)の見直しが必要か
 - (4) 運用の見直しやモニタリングで足りるか

(関係者の処分)

第10条 理事長は、就業規則に基づき、関係者を懲戒処分等する。

2 理事長は、必要に応じて、関係者について刑事告発を行う。

(影響を受ける可能性がある本人への連絡等)

第11条 個人データ管理責任者は、漏洩等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似

事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ謝罪の連絡をし、又は、当基金のホームページに事実の概要及び専用窓口を公表することにより本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

2 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合(以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない)には、本人への連絡等を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。

(1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合

(2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

(影響を受ける可能性のある本人への賠償)

第12条 理事長は、漏洩等の事案が発生した場合、漏洩等の対象となった情報の内容、漏洩等の態様等の事実関係及び究明した原因、他の同種事案における賠償額等を考慮して、影響を受ける可能性のある本人への賠償額(金銭以外の賠償を含む)及び賠償方法を決定する。

(事実関係、再発防止策の公表)

第13条 個人データ管理責任者は、漏洩等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するものとする。

2 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合(以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない)には、事実関係及び再発防止策等についての公表を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。

(1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合

(2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

(個人情報保護委員会への報告)

第14条 個人データ管理責任者は、個人データの漏洩等の事案が発生した場合、速やかに、個人情報保護委員会に報告する。なお、報告は、個人情報保護委員会のホームページ上の報告フォームへの入力により行う。

2 前項にかかわらず、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、個人情報保護委員会に報告することを要しない。

(1) 実質的に個人データ等が外部に漏洩していないと判断される場合。なお、「実質的に個人データ等が外部に漏洩していないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・ 漏洩等事案に係る個人データ等について高度な暗号化等の秘匿化がなされている場合

- ・ 漏洩等事案に係る個人データ等を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・ 漏洩等事案に係る個人データ等によって特定の個人を識別することが漏洩等事案を生じた事業者以外ではできない場合(ただし、漏洩等事案に係る個人データ等のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏洩等した場合を除く)
- ・ 個人データ等の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏洩等事案に係る個人データ等を閲覧することが合理的に予測できない場合

(2) FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合。なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・ FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ等が含まれていない場合

(所轄の厚生局長への報告)

第15条 個人データ管理責任者は、前条の個人情報保護委員会への報告を行ったときは、併せて、所轄の厚生局長への報告を行う。

(準用)

第16条 漏洩等事案が特定個人情報に係る場合においても、当指針を準用する。この場合、個人データ管理責任者を特定個人情報管理責任者と読み替える。

(改廃)

第17条 本指針の改廃は、理事会の決定により行うものとする。

付則

本指針は、2020年2月1日より施行する。

上記の新設規程については、報告第6号でご案内する九州厚生局の实地監査において作成の要請を受けたものです。

より細かな規程作成要請であり、本来基金事務の根幹となる、適用(加入・脱退等の記録)、給付(年金・一時金の実際の支払い)、経理(年金経理・業務経理)。さらに基金資産の運用等に関する指摘はありませんでした。

九州厚生局は、今回個人情報に異常な程のこだわりを見せ、上記規程作成要請もその流れに乗ったものです。いささか微に入り細に入り過ぎる指摘と感じられました。

議案第3号 公認会計士等との契約締結について

2020年度(2020年4月～2021年3月)より開始する、合意された手続き業務(AUP※)について、下記のとおり公認会計士との契約を行います。

(※AUP: Agreed Upon Procedures)

契約先 いちご公認会計士共同事務所
公認会計士 通山 芳之(とおりやま よしゆき)
(日本公認会計士協会作成 AUP 業務提供者名簿登録)

費用 600,000円(年額、税別)を予定
手続 2020年3月までに契約書調印を予定

なお、本件公認会計士等との契約締結については、前回(第5回)代議員会において、準備等を理事長専決処分を進めることについてご承認をいただいております。

重久 善一	いちご公認会計士共同事務所	鹿児島県鹿児島市
099-257-0022	pxi12357@nifty.com	
通山 芳之	いちご公認会計士共同事務所	鹿児島県鹿児島市
090-2587-0045	trym@po.minc.ne.jp	

(日本公認会計士協会作成 AUP 業務提供者名簿)

なお、契約内容等につきましては決算代議員会にてご報告させていただく予定です。

(報告事項)

報告第1号 理事長専決事項について

前交代議員会以降の理事長専決事項については以下のとおりとなります。ご承認をお願いする次第です。

(1) 三井住友信託銀行提供の Kairos Multi-Strategy Fund S.A. (Class JS) 契約解除

同ファンドのキーマンが退任し、ファンドの性格が採用時から大きく乖離する恐れが生じたため、2019年10月末をもって解約しました。これは当基金の運用の基本方針に抵触するもので、第5回年金資産管理運用委員会に報告しました。

「年金資産の運用に関する基本方針」

第8条（定性的評価）②組織及び人材

・意思決定の流れや責任の所在の明確性、十分な専門性・経験を有する人材の配置、人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保、が損なわれる恐れが生じた。

第12条（オオルタナティブ投資を行う場合の留意事項）⑥のア) a. 当該運用受託機関の組織体制

・組織の概要、意思決定プロセスの流れに重大な変更があり、ファンドの性格が採用時から大きく乖離する恐れが生じた。

(2) みずほ信託銀行提供の Marshall Wace グローバル株式ロング・ショート戦略ファンド採用

上記(1)の解約ファンドと同じ戦略のファンドで入替えを行うものです。第6回年金資産管理運用委員会でご承認いただきましたが、売り切れが確実のため、2020年1月2日付で契約を実施したものです。（申込金額は3億円）

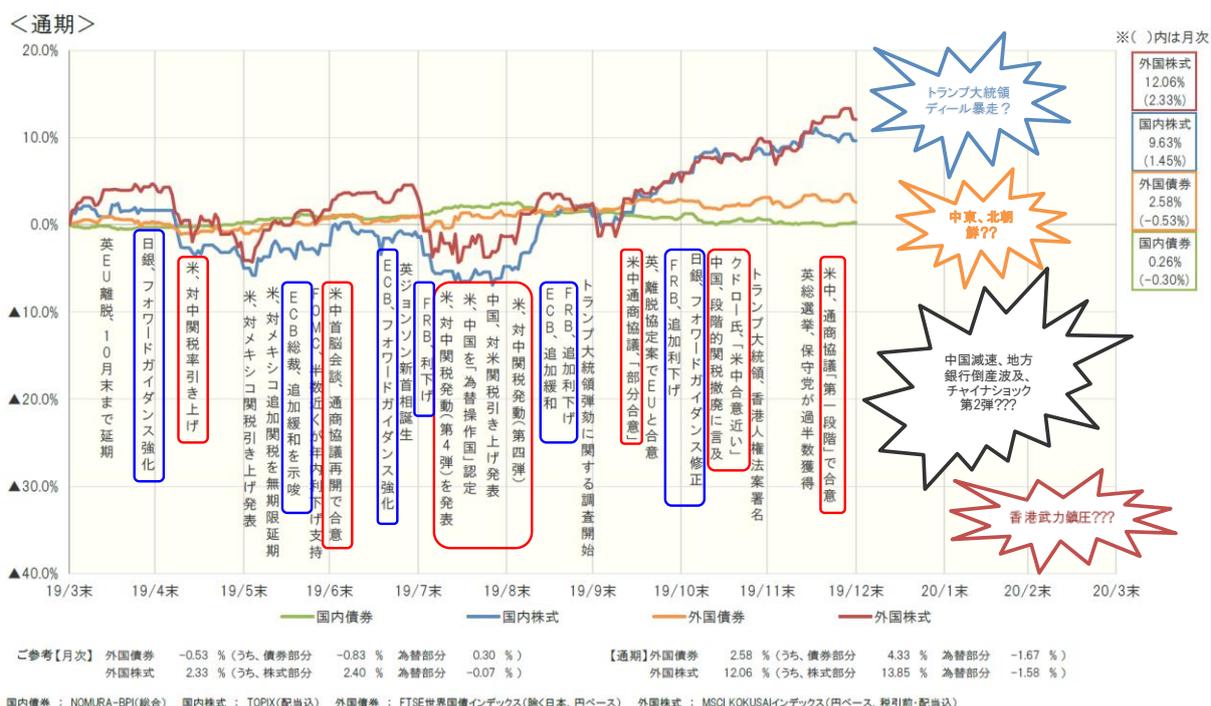
(3) 実施事業所の名称変更（規約別表第1 実施事業所の名称及び所在地の変更）

令和元年7月29日付で、医療法人 育生会坂口病院を、医療法人 育生会に変更する旨、九州厚生局あて届出を行いました。

報告第2号 受託各社のスチュワードシップ活動取組方針について

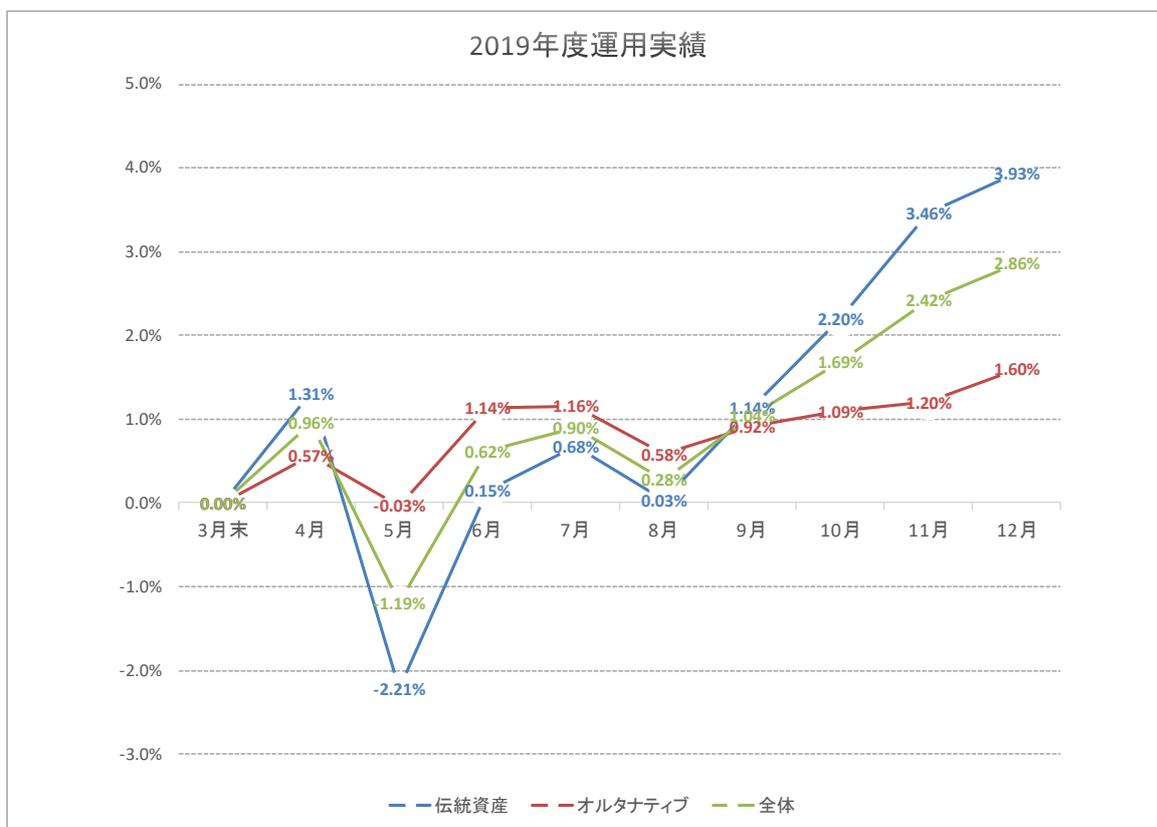
当基金の年金資産の運用受託機関は、信託銀行4社、生命保険会社1社となっておりますが、各社のスチュワードシップ活動取組方針について、各項目ごとに一覧にまとめた資料を作成しております(別添資料)。なお、この資料は、当基金ホームページにも掲載しており、事業主や加入者・受給権者の方々にも閲覧いただけます。

報告第3号 年金資産運用状況について

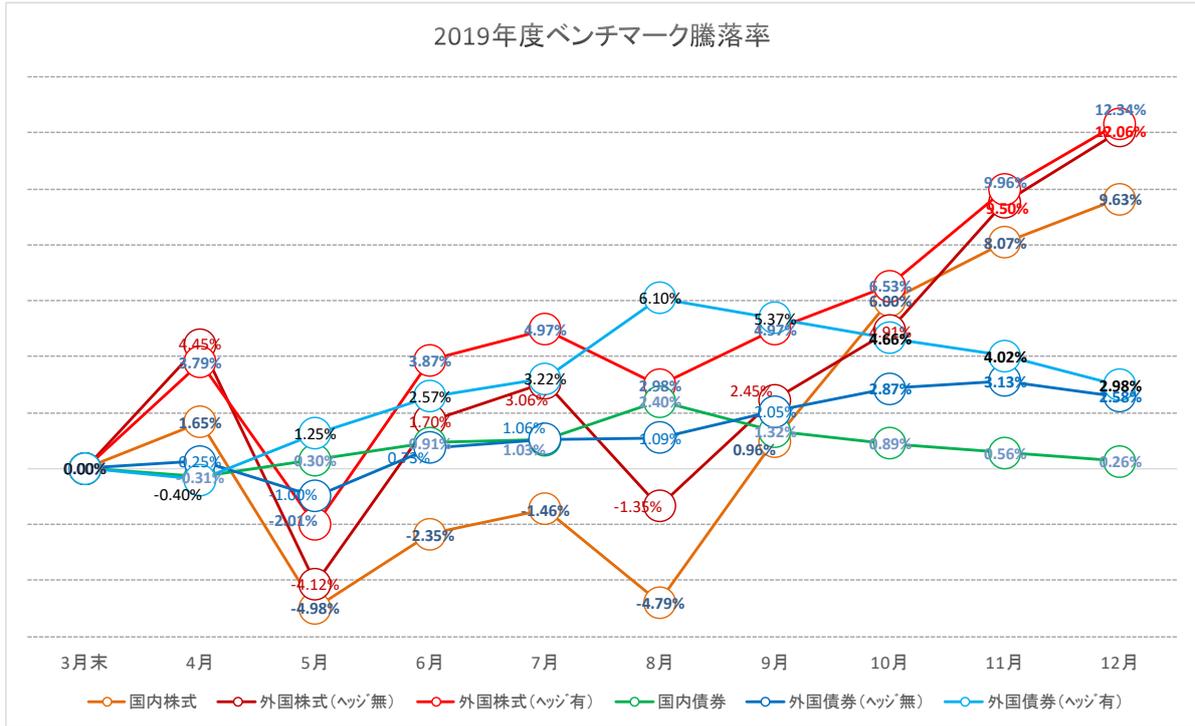


今年度は、① 米中通商摩擦、② 各国中央銀行の金融緩和、の動向に一喜一憂する展開が続いています。

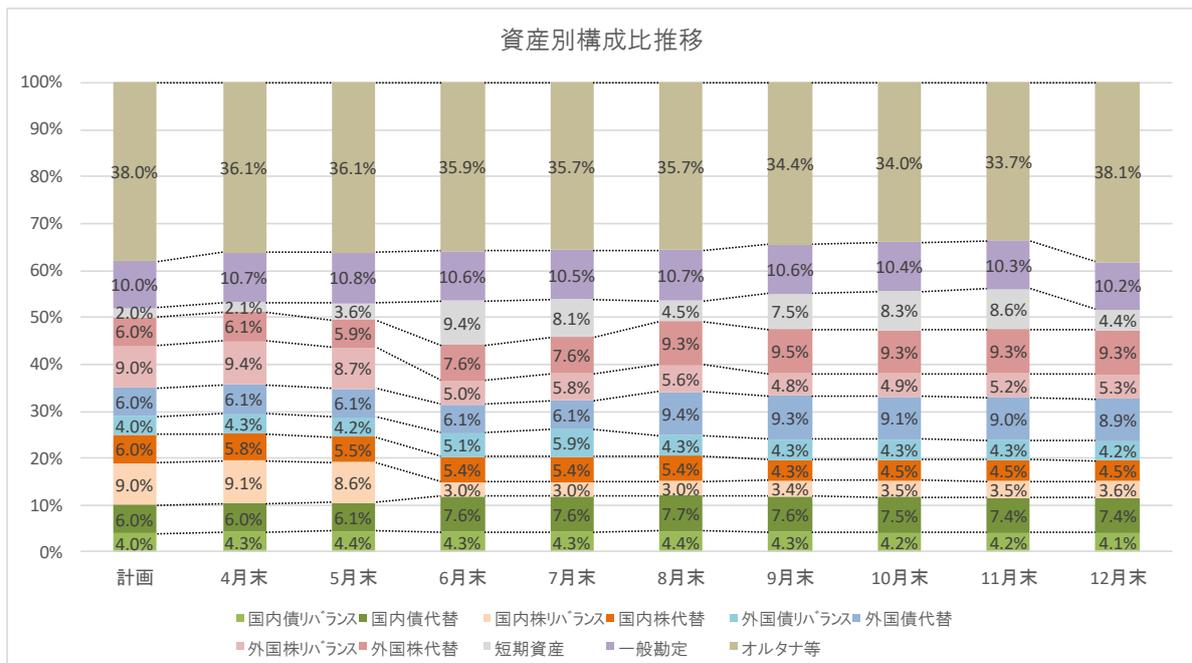
当基金の運用実績は、全体で2.86% (12月末まで) となっています。



秋口以降、内外株式の上昇が顕著ですが、反動に備え慎重姿勢で臨みます。



通期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内株式	1.65%	-4.98%	-2.35%	-1.46%	-4.79%	0.96%	6.00%	8.07%	9.63%
外国株式(ヘッジ無)	4.45%	-4.12%	1.70%	3.06%	-1.35%	2.45%	4.91%	9.50%	12.06%
外国株式(ヘッジ有)	3.79%	-2.01%	3.87%	4.97%	2.98%	4.97%	6.53%	9.96%	12.34%
国内債券	-0.31%	0.30%	0.91%	1.03%	2.40%	1.32%	0.89%	0.56%	0.26%
外国債券(ヘッジ無)	0.25%	-1.00%	0.73%	1.06%	1.09%	2.05%	2.87%	3.13%	2.58%
外国債券(ヘッジ有)	-0.40%	1.25%	2.57%	3.22%	6.10%	5.37%	4.66%	4.02%	2.98%



報告第4号 2020年度運用計画及び運用の基本方針の変更について

2020年度前半までは、世界経済は減速ぎみに推移し、回復は年半ば以降というのが、受託機関各社に共通した見通しとなっています。

運用計画のポイントは、上昇下落ともに変動幅の大きい株式の構成割合を、国内株式中心に引き下げる点と、特色あるファンドを追加することで分散投資の強化を図る点です。これらの方策で、基金全体として下げに強い運用体質を目指します。

なお、リバランスルールについても一部見直しを行いました。以上の変更については、第6回年金資産管理運用委員会でご承認をいただいております。

2019年度	構成比	2020年度	構成比	差額
国内債券	10%	国内債券	12%	2%
国内株式	15%	国内株式	9%	-6%
外国債券	10%	外国債券	13%	3%
外国株式	15%	外国株式	14%	-1%
短期資産	2%	短期資産	2%	0%
オルタナティブ	38%	オルタナティブ	40%	2%
新一般勘定	10%	新一般勘定	10%	0%
合計	100%	合計	100%	0%

株式比率
の引下げ

政策アセットミックス(2019年4月1日)			政策アセットミックス(2020年4月1日)			差額
資産区分		中心値	資産区分		中心値	
国内債券	リバランス	4%	国内債券	リバランス	3%	-1%
	代替投資	6%		代替投資	9%	3%
	小計	10%		小計	12%	2%
国内株式	リバランス	9%	国内株式	リバランス	6%	-3%
	代替投資	6%		代替投資	3%	-3%
	小計	15%		小計	9%	-6%
外国債券	リバランス	4%	外国債券	リバランス	7%	3%
	代替投資	6%		代替投資	6%	0%
	小計	10%		小計	13%	3%
外国株式	リバランス	9%	外国株式	リバランス	6%	-3%
	代替投資	6%		代替投資	8%	2%
	小計	15%		小計	14%	-1%
短期資産	リバランス	2%	短期資産	リバランス	2%	0%
伝統資産合計		52%	伝統資産合計		50%	-2%
オルタナティブ		38%	オルタナティブ		40%	2%
生保一般勘定		10%	生保一般勘定		10%	0%
合計		100%	合計		100%	0%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	3.64%
標準偏差 ②	7.93%
①/②	0.46



政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	3.24%
標準偏差 ②	7.17%
①/②	0.45

三菱UFJ信託銀行株式会社の2019年度中期金融変数を使用。オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

三菱UFJ信託銀行株式会社の2019年度中期金融変数を使用。オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

株式比率引下げた為、期待収益率は若干下がるもののリスク(標準偏差)も落ちて運用効率は変わらない。

2020年度計画

区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)	
国内債券 (12)	リバランス(3)	ベンチマーク運用(三菱)	195	3.0%
	代替投資 (9)	アンコンストレインド	270	4.2%
		Neuberger(短期M債)	250	
		ベンチマーク運用(第一)	60	0.9%
	計		775	12.0%
国内株式 (9)	リバランス(6)	ベンチマーク運用(三菱)	390	6.0%
	代替投資 (3)	低β・高配当	65	1.0%
		最小分散	65	1.0%
		小型株集中投資(リそな)	60	0.9%
計		580	9.0%	
外国債券 (13)	リバランス(7)	ベンチマーク運用(三菱)	455	7.0%
	代替投資 (6)	グローバル総合(PIMCO)	60	0.9%
		グローバル総合(PIMCO)	195	3.0%
		第一生命(フルヘッジバックス)	130	2.0%
	計		840	13.0%
外国株式 (14)	リバランス(6)	ベンチマーク運用(三菱)	390	6.0%
	代替投資 (8)	最小分散(為替ヘッジ)	350	5.4%
		AMPキャピタル(G-REIT)	95	
		第一生命(バックス)	70	1.1%
計		905	14.0%	
短期資産(2)		130	2.0%	
伝統資産小計(50)		3,230	50.0%	

代替投資ファンドを追加し、分散化をより進める狙い

代替投資ファンドを追加し、分散化をより進める狙い

運用実績不芳の為3月末で解約する

マーケットニュートラル型ファンドを追加し、分散化を強化する狙い

解約したファンドとの入替で採用

多様な戦略を組み合わせたファンドを追加し、分散化を強化する狙い

区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)
債券・インカム	PIMCO(GCOS)	270	4.2%
	Alcentra(欧州ハンクローン)	310	4.8%
	BlueBay(投資適格絶対リターン)	250	3.9%
小計		830	12.8%
国内株式	サステイナブル成長銘柄投資型	100	1.5%
	ESGサステイナブル企業投資型	100	1.5%
	MNI101F(βヘッジ高配当型)	50	0.8%
	株式口2A(リそな)	50	0.8%
	小計		300
外国株式	Marshall Wace(株式L/S)	300	4.6%
小計		300	4.6%
マルチ ストラテジー	Farallon(インベントリアン)	315	4.9%
	Baillie Gifford(DRF)	160	2.5%
	Blackstone AAM	300	4.6%
	LMRファンド・リミテッド	300	4.6%
小計		1,075	16.6%
損害保険	Nephila Capital(分別勘定)	70	1.1%
計		2,575	39.8%
一般勘定(10)		660	10.2%
合計		6,465	100.0%

上記変更に伴い、運用の基本方針の別紙が4月1日付で変更となります。

別紙 1

政策アセットミックス(2020年4月1日)

資産区分		中心値	許容乖離幅	備考
国内債券	EM運用 (リバランス)	3.0%	1.0% ~ 7.0%	別途定めるリバランスルールに基づきリバランスを行う。
国内株式		6.0%	1.0% ~ 10.0%	
外国債券		7.0%	1.0% ~ 11.0%	
外国株式		6.0%	1.0% ~ 10.0%	
短期資産		2.0%	1.0% ~ 20.0%	
小計		24.0%		
国内債券	代替投資	9.0%	7.0% ~ 13.0%	時価放置とし、年1回(期初に)必要に応じてリバランスを行う。
国内株式		3.0%	1.0% ~ 7.0%	
外国債券		6.0%	4.0% ~ 10.0%	
外国株式		8.0%	6.0% ~ 12.0%	
小計		26.0%		
オルタナティブ		40.0%	37.0% ~ 43.0%	
生保一般勘定		10.0%	7.0% ~ 13.0%	
合計		100.0%		

資産区分	構成比
国内債券	12%
国内株式	9%
外国債券	13%
外国株式	14%
短期資産	2%
オルタナティブ	40%
新一般勘定	10%
合計	100%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率①	3.24%
標準偏差②	7.17%
①/②	0.45

三菱UFJ信託銀行株式会社の2019年度中期金融変数を使用。
オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

リバランスファンド

別紙2

資産区分	中心値	許容乖離幅	中心値	許容乖離幅
国内債券	3%	1.0% ~ 7.0%	13%	2% ~ 23%
国内株式	6%	1.0% ~ 10.0%	25%	10% ~ 35%
外国債券	7%	1.0% ~ 11.0%	29%	14% ~ 39%
外国株式	6%	1.0% ~ 10.0%	25%	10% ~ 35%
短期資産	2%	0.8% ~ 20.0%	8%	2% ~ 64%
合計	24%	←(全体構成比)	100%	←(ファンド内構成比)

リバランスルール(前提)

判断時期 日次

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率

手 法 各資産ごとにリバランスファンドの資産構成割合で調整

リバランスルール①

対前年度末比騰落率が+5%以上の場合、中心値まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。以下、+5%刻みで同様のリバランスを行う。(内外債券は+3%以上と読み替える)

リバランスルール②

2か月以内に対前年度末比騰落率が+10%以上の場合は、中心値マイナス5%まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。対前年度末比騰落率が0%未満となった場合中心値まで買い戻す(短期資産より振替)が、それまでの間は中心値マイナス5%を中心値とみなして、ルール①に則ったリバランスを行う。(内外債券は+6%以上及び中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール③

対前年度末比騰落率が-10%以上の場合、中心値マイナス5%まで購入する。購入資金は短期資産を第一順位とするが、第二順位以下は中心値に対する上方乖離幅の大きな資産から順に充当する。(内外債券は-6%以上、中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール④

対前年度末比騰落率が-15%以上の場合、中心値マイナス10%まで購入する。購入資金充当順位はルール③と同様とする。以下、騰落率-5%刻みで中心値マイナス幅も5%増やす形でのリバランスを下限値に達するまで行う。(内外債券は-9%以上及び中心値マイナス6%、騰落率-3%刻みで中心値マイナス幅も3%と読み替える)

リバランスルール⑤

年度初は、各資産とも中心値にリセットする。

リバランスルール⑥

上記(ルール①~⑤)に拘らず、突発的かつ急激な市場急落が生じた場合、運用執行理事は緊急避難措置として、各資産を下限値まで売却し、短期資産に滞留させることができる。その場合、運用執行理事は遅滞なく「年金資産管理運用委員会」の承認を得なければならない。また、運用執行理事は、当該売却時点から遅くとも5か月以内に「年金資産管理運用委員会」に対し、買戻し時期および買戻し幅(額)についての提案を行わなければならない。

報告第5号 キャッシュバランスプランの利率決定について

2020年4月1日~2021年3月31日まで適用する利率が決定されました。

- (1) 再評価率 : 仮想個人勘定残高に付与する利息を計算する利率。 0.0%
- (2) 指標利率 : 年金額を算定する際に用いる利率。 0.0%

九厚発0725第23号
2019（令和元）年7月25日

鹿児島県病院企業年金基金
理事長 殿
（基金番号：九基第016341号）



九州厚生局長



確定給付企業年金実地監査の実施について（通知）

標記について、確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）第101条の規定に基づき、下記のとおり監査を実施するので通知します。
つきましては、別添「実地監査関係資料について」に基づいて、準備方よろしくをお願いします。

記

- 1 実地監査日時 令和元年8月29日（木） 午前9時から
- 2 実地監査場所 貴事務局等
- 3 監査職員 九州厚生局健康福祉部保険年金課
企業年金指導官 藤田 学
企業年金監査官 堀 和弘
企業年金指導官 中村 和良

【連絡先】

担当者名：九州厚生局健康福祉部保険年金課
藤田・堀・中村
電話番号：092-432-6783
E-mail：kskousei152@mhlw.go.jp
（152は数字、他は英字です）

九州厚生局長 殿

鹿児島県病院企業年金基金

理事長 小田原 良治

確定給付企業年金監査結果への対応（報告）

○ 基金組織の運営に関する事項

・「企業年金基金監事監査規程要綱」では 3 -(1)～(9)までに掲げる事項のすべてについて行うものとしてされていることから、当該事項のすべてについて監査されたことを確認できるよう、監査事項を明記したうえで監査を行うこと。

➡ 別添資料①の「監査書式」により監査に臨みます。(AUP 手続未確定のため項目を一部修正する可能性があります。)

○ 個人情報保護に関する事項

・「個人情報保護法ガイドライン」では「個人情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針(プライベートポリシー)を策定することが重要である。」とされており、基金として「基本方針」及び具体的な取扱規程等を策定すること。

➡ 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」および「鹿児島県病院企業年金基金における個人情報の取扱いについて」は、基金認可時点で策定済みですが、今回、別添資料②の「個人情報保護方針」、および、別添資料③の「情報漏洩等事案対応手続指針」を策定します。

○ 特定個人情報の取扱いに関する事項

・「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」では、「特定個人情報等の保存について、電子媒体に記録し、保存する場合にあっては、当該情報の暗号化またはパスワードの付与を行ったうえで保存するとともに、鍵のついた金庫に保管する等、外部から遮断できる環境において保管し、当該保管状況について、事務取扱担当者が 1 週間に 1 回等実情に合わせた定期的な確認をするものとする。」とされていることから、管理を徹底するため、定期的な確認を実施し、その確認状況を管理台帳等で管理すること。

➡ 紙ベースの特定個人情報については従前より台帳による管理を徹底しており、現在、電子媒体に記録し保存する特定個人情報はありますが、連合会から受領する支給停止情報 CD や、基金独自給付システムを搭載したパソコンに個人情報が記録されているため、作業時以外は金庫に保管しています。保管状況確認のため、別添資料④の「管理台帳」による管理を行います。

以上

報告第7号 業務経理の余裕金の運用について

確定給付企業年金（基金型）の「業務経理における余裕金の運用」について、平成25年10月28日年企発第2号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

報告第8号 鹿児島県病院厚生年金基金の消滅に伴う決算報告書の承認について

厚生労働省発年1031第66号

鹿児島県病院企業年金基金

理事長 小田原 良治 殿

令和元年9月26日付鹿病基金発第13号にて申請のあった鹿児島県病院厚生年金基金の消滅に伴う決算報告書については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年3月24日政令第74号）第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年3月24日政令第73号）第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号）第80条の規定により承認する。

令和元年10月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信



令和2年1月6日

鹿児島県病院企業年金基金 御中

福岡市中央区天神4丁目1番17号
 アールワイ保険サービス株式会社
 福岡支店

がん保険・介護保険・医療保険加入状況表
 （令和1年12月末日 現在）

（単位：人・口・円）

種 類	加入者数	口 数	保険料(月額)	
1. がん保険	625	456	2,876,216	
内 訳	I 型	315	393	1,680,049
	II 型(V)	60	62	331,410
	優しいがん	1	1	3,872
	21世紀がん保険	44	—	208,603
	がん保険 f (フォルテ)	37	—	118,759
	がん保険Days(デイズ)	168	—	533,523
2. スーパー介護保険	20	—	127,985	
3. 医療保険EVER	209	1,210	966,255	
合 計	854	1,666	3,970,456	

給付実績
 （令和1年12月末日 現在）

（単位：千円）

保険種類	保険金額
がん保険	613,572
医療保険	181,260
その他	10,223
合 計	805,055